

山形県告示第228号

山形県水資源保全条例（平成25年3月県条例第14号）第9条第1項の規定により、水資源保全地域を次のとおり指定する。

なお、関係図書は、環境エネルギー部環境企画課及び各総合支庁保健福祉環境部環境課並びに関係市役所及び村役場において縦覧に供する。

平成30年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- (1) 名 称 東根市水資源保全地域

(2) 区 域 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める東根市の森林の区域
- (1) 名 称 鮭川村水資源保全地域

(2) 区 域 森林法第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める最上郡鮭川村の森林の区域